

# 中国税政連



会長挨拶	久保雅典 中国税政連会長……………	2	特別寄稿	佐藤公治 前参議院議員……………	10
特別寄稿	小林史明 衆議院議員……………	4	特別寄稿	松本大輔 前衆議院議員……………	12
特別寄稿	舞立昇治 参議院議員……………	6	特別寄稿	菅川 洋 前衆議院議員……………	14
特別寄稿	平岡秀夫 前衆議院議員……………	8	後援議員による税務支援会場視察	……………	16

**中国税理士政治連盟**

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377

E-mail:zeiseiren@chuzei.or.jp

## 流動化の時代Ⅻ

中国税理士政治連盟 会長

久保 雅典



## Ⅰ 消費税と政局

今年四月一日から消費税が八％へ、来年十月一日には更に一〇％へ引き上げ予定である。

我が国における消費税の歴史は大平蔵相が昭和五十年戦後初の赤字国債発行に踏み切った責任を感じ、首相時代、一般消費税導入を提唱した時に始まる。昭和五十四年総選挙で一般消費税を公約に掲げて大敗。無念を晴らせぬまま昭和五十五年の衆参同日選挙中に他界。

中曽根首相は大型間接税はやらないと明言し、昭和六十一年の衆参同日選挙で大勝。翌六十二年に売上税法案を提出したが統一地方選挙で自民党は惨敗し、法案も廃案となる。

竹下首相になった昭和六十三年

十二月に三％の消費税法案成立。

当時世論調査では導入賛成一六％反対六五％、竹下首相もリクルート事件もあり退陣。

平成六年、細川首相が七％の国民福祉税導入を表明。連立与党内の反対を受けて撤回。その後、退陣。

平成九年橋本首相時代、景気低迷から脱却の兆しが見えたとして三％から五％へ引き上げたが、景気が失速、橋本首相退陣。当時の世論調査では、引き上げ賛成一八％、反対七六％であった。

平成二十一年、消費税は引き上げないとの公約のもと政権を担った民主党であったが、平成二十四年野田首相の時、民自公で消費税増税で合意。その年の総選挙で民主党大敗、安倍首相登場。

昨年の世論調査では消費税引き

上げ賛成四三％、反対四九％。また、自民党一強体制で当面総選挙も行われない状況での今回の消費税引き上げ。懸念すべき事項はただひとつ、景気に及ぼす悪影響。

果たして歴史は繰り返されるのか？

## Ⅱ 税理士法改正始末記

## (一) 税理士法改正成立

平成二十六年三月二十日、参議院本会議を傍聴した。午後六時、税理士法改正案可決・成立。平成二十一年十一月税理士法改正に関するプロジェクトチーム(以下「PT」)がタタキ台を報告して四年五月、ようやく実現した。

今度の改正に携わった多くの皆様、特に、池田日税連会長、小川

日税政会長、山川前日税政会長にとっては、大変な御苦労があり、感慨も一入ひとしおであったと思われる。

## (二) 改正までの道のり

※詳細は税理士界(平成二十六年一月十五日)並びに税理士界号外(平成二十六年三月二十日)を一読して下さい。

・平成二十一年十一月 PTタタキ台の報告

・平成二十二年三月 PTタタキ台に対し三二五一件の意見提出  
・平成二十四年九月 十四回の勉強会を経て、十八項目の「税理士法に関する改正要望書」(以下「要望書」)を理事会において機関決定

・平成二十四年十二月 要望項目



を十二項目に絞り常務理事会に報告

・平成二十五年三月 要望書を理事會に報告・公表

・平成二十五年七月 各税理士會及び単位税政連に対し、国会議員への陳情活動への依頼

・平成二十五年十二月 日本公認会計士協會（以下「日公協」）との確認書調印

・平成二十五年十二月 「平成二十六年年度税制改正大綱」閣議決定

・平成二十五年九月二十四日 税法三科目合格から一科目合格へ、及び三年後施行案を提案↓

「受け入れられない」

・平成二十五年十月十五日 一科目合格から、三条一項四号を廃止し、八条で指定研修受講要件を提案↓「三条廃止は受け入れられない」

・平成二十五年十月二十九日 三条において、国税審議會による指定研修を課する案を提案↓「受け入れられない」

・平成二十五年十一月二十日 十二日 町村、衛藤、両議員連

盟会長から日税連・日公協の両者からの立場の案が提案

・平成二十五年十一月二十五日 税理士法改正特別委員会を開催、町村案（現在の改正案）を最大の譲歩案とし、これを受け入れなければ試験合格案に立ち返る方針を決定

・平成二十五年十二月三日 両議員連盟会長の立ち合いの下、「確認書」を取り交わす。

（三）改正の評価

・平成二十六年一月十六日 中国会理事會・支部長會、中税政、中税協合同會議開催

・会員より「今度の税理士法改正に資格付与の是正があつたが、当初の原則がいと簡単に取り下げられ、従来とあまり変わらない改正での決着について、どうてい納得出来ない」との発言があつた。

また、某業界新聞の簡易なアンケート結果においても資格付与の改正については、八八%が評価しないとの回答であつた。

何故現場ではこのような評価がされているのだろうか。

四年をかけて検討されてきた資格問題を含む改正案が執行部より提案され、議決機関である理事會で機関決定された。当然、執行機関（各税理士會の会長等で構成）は、その実現の責任を負う。

六十年間の既得権の廃止を簡単に關係士業団体が納得するはずがない。そのためには、執行機関において、事前に実現のための徹底した対策が議論？され、それを受けて会長が交渉に臨まれたにしては、あまりにも簡単に原則が取り下げられた。各税理士會及び単位

税政連は、資格制度問題の解決は大変な困難を伴うことから、最終的に政治決着しかないとの認識の下、国会議員に対し地元事務所あるいは上京して議員會館への陳情と出来る限りの運動を展開した。

これらの運動の結果にしてはあまりにも早い原則の取り下げが、この評価に対する発言になつたのではないかと思われる。

（四）今後に向けて

改正税理士法は平成二十六年四月一日から施行される。

但し、第三条第三項の規定は平成二十九年四月一日以後に公認会

計士試験に合格した者に適用。

三年後からは税理士資格を得る

ためには国税審議會の指定する税法に関する研修を終了しなければならぬこととなる。問題は確認書にある「税理士試験合格者と同程度

の学識を取得する事が出来る研修」とあるが、文字どおりの内容が実行されるのかどうか、今後

充分検証する必要がある。

最後に、今度の税理士法改正にあつて、中税政會員の皆様には大変な御協力をいただいたことに心から感謝致します。

3 | 2014.5 No.42

特別寄稿

消費税増税の

明暗

## 十七年ぶりの消費税

## 引き上げにあたって

四月の十七年ぶりとなる消費税

引き上げは、私たち国民にとって

大変重い意味を持つ出来事である

ということを改めて感じます。

よく、消費税は「痛税感」が大

きい税であると言われます。今日

の晩ご飯のおかずは何にしよう

か、と買い物をするたびに増税を

「痛み」として感じるわけです

ら、増税自体を素直に喜ばしいと

受け止める人はいないでしょう。

私のような政治家という立場にあ

るものでも、消費税率を引き上げ

なくて済むならば、わざわざ上げ

たいとは思いません。

しかし、国の予算を見ると、平

成二十六年度の一般会計税収の見

込み額は五十兆円で、税外収入を

加えても約五十五兆円です。これ

に対し、政策経費は約七十三兆円

で、このうち医療や介護、年金、

子育てといった社会保障費が約三

十一兆円を占めます。社会保障費

は、高齢化の進展で毎年約一兆円

ずつ増加すると見込まれていま

す。

誰でも病気や怪我をすれば、近

くの医療機関で保険診療を受ける

ことができます。日本では当たり

前のこの国民皆保険が、諸外国で

は、まだ十分とは言えないのが現

実です。アメリカでさえ無保険の

人が未だに四百万人以上いると言

われています。わが国が世界トッ

プクラスの長寿国であり続けてい

るのも、国民皆保険による社会保

障制度のお陰と言えるでしょう。

国民の皆様の血税ですから、無

駄使いをなくすため予算の使途に

は常に厳しい目を向けることは当

然です。しかし、国民の暮らしと

安心を支える社会保障制度を維持

するには、必要な費用はみんな

公平に負担しなくてはなりません。

平成二十六年度の国の消費税収

は約十五兆円の見込みですが、そ

の全額を社会保障のために使うこ

とが法律に明記されています。私

たちが買い物をして、サービスを

受けるたびに負担する消費税が、

社会保障の財源になるのです。私

が、重い意味を持つと言ったの

は、私たちの暮らしと安心を支え

ているのは、他の誰でもない、私

たち一人一人であるということ、

税を通じてみんなが社会を守って



衆議院議員

小林 史明



いるということを実感する機会になると思つたからです。

ただ、そうは言つても、増税のために買い控えを招き、経済を減速させては意味がありません。政府は、四月以降の景気の下ブレ対策として、補正予算を組むなどして、税制と財政の両面で対策を打ち出していますが、私も、与党の国会議員として、きちんと効果が発揮されているか厳しく検証していくつもりです。

一方、私の地元、福山市でも多くの中小企業や自営業者の方々が、この消費増税の荒波を乗り越えようと懸命の努力をしています。最も注意を払わなくてはならないことは、事業者が取引する価格に消費税を適切に転嫁できるように万全の対策を取ることです。平成九年に、消費税率が三%から五%に引き上げられた時は、比較的立場の弱い中小企業や自営業者が転嫁を拒否されるという事態が

生じ、問題となりました。今回も、買い叩きなどによって増税のしわ寄せが行くようなことがあつては、前段階税額控除によって最終消費者が負担することとされている消費税の根幹が揺らいでしまいます。

適切な転嫁を促すため、消費税転嫁対策特別措置法が昨年十月に施行され、公正取引委員会や中小企業庁を中心に、転嫁を拒否する行為に対して書面調査や行政指導などを行っています。自民党も専門のプロジェクトチームを設けており、国会議員が地元で見聞きした転嫁拒否の事例について報告し、公正取引委員会などに対して、適切な措置を取るよう強く求めています。もし、皆様の中にこうした事例をお知りの方がいらっしゃれば、是非とも私まで情報提供をお願いします。

税は社会を支える活力です。今後、公正、公平な負担と納税が

行われるように税理士政治連盟の先生方と協力し、全力を尽くしてまいりますのでよろしくお願いいたします。



特別寄稿

消費税増税の

明暗

## 消費税の税率引き上げ

～全世代が安心して

希望をもって暮らせるように～



参議院議員

舞立 昇治

平成二十六年四月一日から消費税率が五%から八%へ引き上げられました。十七年ぶりの税率引き

上げであり、今後、経済状況等を総合的に勘案しながらではありませんが、平成二十七年十月一日から一〇%への引き上げも予定されています。

さて、安倍総理は昨年十月、景気への影響等も総合的に考えた末、消費税八%の実施と、補正予算による五兆円規模の経済対策を決定しました。本年度の当初予算も、過去最大の九十六兆円規模の

ものが成立し、幸い、今のところ景気は着実に回復しています。

国としては、万一の景気失速への備え、或いは、中小企業の消費負担の転嫁問題、社会的弱者への配慮など、引き続き万全な対応に努めてまいります。

皆様ご存じのとおり、消費税は、①景気や人口構成の変化に左右されにくく、税収が安定している、②働く世代など特定の人に負担が集中することなく、経済活動に中立的である、③高い財源調達力があること等から、景気の良し

悪しでサービス水準を変えるのは適当ではない社会保障の財源としては相応しい税であると考えられます。

幸い、国民の皆様多くは、これだけ国の借金が増大する中、また急激な少子高齢化の進展の中で、社会保障を安定させるための消費税の増税はやむを得ないと考えを支持いただいているものと拝察します。

故に政治家は、国民が納税者として、理解と納得ができる制度設計をする責務があると考えます。

同時に、国民の安心感に繋がるよう公平で分かりやすい税の使い方に努めなければなりません。

とりわけ、私は次の三点が重要な視点になると考えます。

第一は、消費税率が仮に一〇%になっても、未だ十分な財源ではないことです。社会保障に係る公費（国と地方の合計）は実に約四十兆円にのぼり、今後十～十五年は増加が続く見込みです。消費税は一%あたり約二・五兆円の税収が見込めますが、一〇%になっただとしても二十五兆円程度で、現状

においても全く足りない水準です。景気回復による税収増、行財政改革による歳出効率化、資産の流動化による歳入増等の様々な取組と併せ、消費税率の適当な水準ほどの程度か等について、今後も議論していかねばなりません。

第二は、社会保障費のうち、子ども・子育て支援など、若い世代が希望をもてる分野への公的予算が少ないことです。従来、社会保障は、年金、医療、介護が高齢者三経費といわれてきましたが、社会保障制度改革推進法（平成二十四年成立）の成立等により、子ども・子育て支援も正式に社会保障経費と位置づけられ、社会保障四経費といわれるようになりました。

本年度の当初予算では、社会保障の充実の一環として、待機児童の解消や小児慢性特定疾患への対策等が拡充されました。しかしながら、私が少子化対策として有望と考える幼児教育無償化は、残念

なことに、消費税増収分は充てられていません。次の世代、日本の将来のために、未来への投資として少子化対策の施策・予算を厚くしていくことが重要です。これには、現行の一部無償化制度への所得制限の導入や、七十歳以上の方だけでなく、七十五歳以上の方の医療費も経過措置付きで二割にするなど、より踏み込んだ議論が必要と考えます。

第三は、社会保障が増加する一方で、国や地方の活性化に必要な予算が不足していることです。これまでの十年間は、社会保障の増額に対応するため、これ以外の予算を削減し続けたため、現在、社会保障費を除く我が国の予算は、OECD諸国のなかで最低水準です。我が国が将来も世界の中で先頭を走っていくためには、例えば、経済成長に不可欠な研究・開発費、地域活性化のための中小・零細企業振興策や農林水産振興

策、国土強靱化のための社会資本整備等にもしつかりと予算を付ける必要があります。消費税だけでなく、法人税や企業に係る租税特別措置の見直し、或いは地方税の偏在是正なども含めた総合的な税負担の水準に加え、資産の流動化や行政改革等の歳入・歳出両面の見直しについても改めて議論を深

める時期だと思えます。税制をめぐる課題が、いまほど重要性を増しているときはありません。税制、そして実務に精通した税理士の皆様におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。





特別寄稿

消費税増税の

明暗

## 消費税増税が許される条件

## 消費税増税が許される条件

一、はじめに

「税は政治そのもの」と言われます。「税制の在り方」は、国民の支持、理解がなければ成り立ち得ません。今回、「社会保障と税

の一体改革」の下で、四月一日から消費税率が八%（来年十月一日からは一〇%）に引上げられましたが、法人税については税率の引下げが根強く主張される中で、「大衆課税」あるいは「逆進性の強い税」と言われる消費税は、どのような条件の下で増税が許されるのでしょうか。また、その条件

は、今回の増税では満たされていないのでしょうか。

以下、順を追ってその条件を考察してみたいと思います。

二、消費税導入の意義…直間比率のバランス等

消費税導入時には、「消費税に利点がある」として「直間比率のバランス」等が強調（注二）されました。

この点については、我が国では、消費税導入前は、直間比率（国税）は概ね七（直接税）…三

（間接税）と言われていたものが、

二〇一〇年度では、直接税の割合

が五六%程度に下がり間接税の割

合が上がっています。国際比較し

ても、我が国の直接税の割合は、

直接税中心の米国を除き、英五六

%、仏五一%、独四四%（いずれ

も二〇一〇年度）とほぼ同水準に

なってきました。

従って、今回の消費税増税

においては、この条件は問う必要

が無くなっていると考えられます。

三、消費税増税の理由…社会保

障財源の確保と財政健全化

今回の「社会保障と税の一体改

革」の中で消費税増税の引上げに

ついては、「社会保障の安定財源

確保」と「財政健全化」の目的が

強調（注二）されました。

この点、二〇一四年度予算につ

いて見ると、消費税増収分として

計上された五・〇兆円（国・地

方）の使途として、財務省は、①

基礎年金国庫負担割合の引上げに

二・九五兆円、②社会保障の充実

に〇・五兆円、③消費税増税に伴



前衆議院議員

平岡 秀夫

う社会保障費増に〇・二三兆円、

④後世代への負担軽減(国債で賄っていた社会保障財源への充当)に一・三兆円と説明していますが、歳出全体については「財政健全化」努力が不十分(義務的経費や社会保障関係費の増加を除いても一・一兆円の歳出増)です。更に、二〇一三年度補正予算と合わせて考えてみると、なお更一層、歳出削減努力(財政健全化努力)が不十分との批判は免れない状況です。

#### 四、消費税率引上げ時の問題への対応

消費増税について国民の支持・理解を得るためには、増税時に発生する諸課題にもシッカリと取り組む必要があります。そうした課題として、主に以下の二点が挙げられると思います。

(一) 消費税率の逆進性の緩和・排除  
第一は、消費税率の逆進性に対す

る対策です。

この点については、たとえ増税されても、その増税分は「低所得の方々」、「福祉が必要な人々」など逆進性の影響を強く受ける人々に対する給付等に充てられるという仕組みとして、「消費税率収入を社会保障財源として再配分すること」を明確にしたことは、評価できます。

しかしながら、生活必需品に対する消費税率も高率となる場合には、やはり、低所得者等の負担感に比べて、高所得者等の負担感に比べて相対的に高くなります。今回の消費税率引上げに際しては臨時的な給付金で対応していますが、いずれは、「戻し税」の導入等により総合的に「逆進性」を排除又は大幅に緩和することを検討すべきです。

(二) 消費税率引き上げ時の経済への配慮  
第二は、消費税率引上げが経済

に与える影響についてです。

消費税率引上げによる経済への

影響については、経済学的には、「中・長期的にはそれほど大きな影響はない」という実証研究もありますが、引上げ直後の短期間には、駆け込み需要の反動による需要減によって景気への影響があることは確かです。

それに対応する対策として、私は、以前から、「再生可能エネルギー」全量固定価格買取制度の活用等による再生可能エネルギー設備投資の集中的拡大」を対策の一つとして主張してきましたが、安倍政権の対策には疑問を感じます。すなわち、住宅建築に対するインセンティブの供与は評価できるとしても、従来型の公共事業予算の拡充という対策は、「ムダな公共事業+財源としての国の借金の増加」によって、むしろ将来不安を高めることになるからです。

#### 五、まとめ

以上見たように、今回の消費税率引上げについては、①財政健全化努力が不十分、②低所得者等対策は今後の課題、③需要減への対応には疑問あり、と総括でき、消費増税のための条件を満たしているとは言い難いのではないのでしょうか。

(了)

(注一)

第一点として、「欧州の先進国に見られるように、税収として安定している間接税のウエイトを高め、直間比率のバランスを取るべき」、第二点として「高齢化社会では現役世代の負担が過重になるため、年金生活高齢者や貯蓄生活者層などを含む幅広い各層からも広く薄く徴収することのできる消費税を導入すべき」と説明されました。

(注二)

「今回の社会保障改革の目指すところは、『社会保障の機能強化』と『機能維持：制度の持続可能性の確保』であり、社会保障改革の財源確保と財政健全化を同時達成するしか、それぞれの目標を実現する道はない。このような考え方に立って、社会保障・税一体改革においては、社会保障給付にかかる安定財源を確保していくことを通じて、財政健全化を同時に実現する。具体的には、まずは、二〇一〇年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を一〇％まで引き上げ…」(財務省資料から抜粋)

特別寄稿  
消費税増税の

明暗

## 消費税増税の影響と対策について



生活の党  
前参議院議員  
佐藤 公治

謹啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。中国税制連の先生方におかれましては、益々ご清栄にてご活躍のことと存じます。平素より折に触れ何かとご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

重ねての御礼になりますが、昨年の参議院選挙に際しましては、あたたかいご支援を賜り誠にありがとうございました。

しかしながら消費税は、今すべきではなく、まだまだすること

がある。やるべきことをやってから増税を行うべきである気持ちは変わりません。

私は現在、地元の尾道を中心に広島県下を精力的に挨拶回りや集会をこなしながら、時折党務をこなすべく上京し、中央政界の情勢を関係者と面談しながら分析する活動を続けています。巨大与党の前に成すすべなく押し切られる野党の現状に強い不甲斐無さを感じています。特定秘密保護法や集団的自衛権を巡る議論を聞くにつ

け、もう一度、自民党に対峙する

生活者の視点を政策の柱にした勢力を結成し、日本の改革にチャレンジしなければならぬとの思いを強くしています。

安倍政権の経済政策は、海外の景気動向とも相まって円安が進行し、株価も上昇していますが、それにより海外に依存しているエネルギー原料や小麦などの輸入資材が高騰するなどの状況が顕著化しています。財務省が二月十九日に発表した二月の貿易統計速報によると、輸出額から輸入額を差し引

いた貿易収支が八千三億の赤字で、二十カ月連続の赤字となり過去最長を記録し続けています。更に先月の貿易赤字は二兆七千九百億円に上り、一九七九年以降最大で初めて二兆円を超えました。その主な要因となっているエネルギーの原料価格が上がれば当然電気代にも転嫁され、値上げとなつて私たちの家計に跳ね返ります。折しも四月からの消費税増税前に日用品の買い置きや、自動車や住宅などの購入が活発になったために一時的に景気が回復した感があり



ますが、その反動が大変懸念されます。地方の中小企業では、多くの大手企業が生産拠点を海外に移している関係で、駆け込み需要がなくなつたときの影響が心配されます。

しかも、二〇一五年十月に消費税率一〇%を控えた状況を考えると、日用品以外の購入については、現在その時の分まで先食いつているのではないかと思われるので、国内消費はぐっと冷え込むことが予想され、それに備えた対策が大変重要になります。現実によくの方々からそのような声を聞いています。

政府は、消費税率引き上げに際して、景気が冷え込むことが無いよう五・四兆円の新たな経済対策を行うことにしています。所得の低い方には臨時福祉交付金を支給するなどの対策が予定されていますが、はじめて二年連続で増税が実施される状況下で、国民の消費

意識と生活状況がどのように変わるのかその動向に細心の注意を払わなければなりません。景気回復で国民生活も好転する雰囲気ではあります。実際には地方にあつては景気回復を実感している方は一部に限定されているおり、産業の空洞化が言われて久しくなりませんが、我が国の産業構造の転換・再構築を念頭に産業・雇用対策の充実が急務です。世界トップレベルの産業技術を更に磨き製造業を活性化させ、省エネを促進する設備投資に力を入れ、輸入に頼っているエネルギーを再生可能な新エネルギー等で少しでも補う政策を進め、事業や雇用の創出拡大を図らなければなりません。

これらのことを踏まえ、私は「いのち」「暮らし」「地域」の三つを守り育てることを政治の最優先課題と位置付け活動を続けていきます。

そして皆さんから「生活が良くなった」という声が聞けるように原点を忘れず変わらぬ姿勢で全力を尽くしていく所存でございますので、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い致します。

最後になりましたが、中国税政連のますますの発展と皆様のご多幸を心より祈念しご挨拶いたします。



特別寄稿  
消費税増税の

明暗

## だから、未来のために

中国税理士政治連盟の先生方におかれましては、平素より温かいご指導ご鞭撻を賜っておりますこと、改めて厚く御礼申し上げます。

三月に被災地へ伺いました。現職だった与党時代は政治の責任の重さをとことん痛感した三年三ヶ月でもあったことを改めて思い起こしました。発災当時、私は防衛大臣政務官を務めておりました。自衛隊は福島第一原発へのヘリコプターからの放水作戦も担いまし

た。国民の生命と財産を守り抜く最終責任を、政治は担っている。

その判断、決断に、人の命、国民の命がかかっている。だからこそ、政治に想定外は許されない。当時私はその思いを強くしました。

およそ三十年後に、六十五歳以上の人口がピークを迎える日本の未来。それは決して想定外ではありません。もう何年も前から分かっていたながら、問題の先送りを許してきた政治の責任を痛感せず

にはいられません。

行革による無駄削減は今後も徹底的に進めていかなければなりません。残念ながらそれだけでは社会保障の恒久財源としては十分ではありません。エネルギー問題や貿易収支、経常収支の変化には留意せざるをえませんし、ギリシアがそうであったように、財政の信認が揺らげば、金融不安、経済不安につながりかねないことも、決して想定外ではありません。

孫の成長を楽しみにしてくれている親たちに、この先も安心して長生きしてもらえる社会を守り抜いていくために、一方で今はまだ投票権を持たない子や孫たち、今はまだ声すらあげることのできない、ある意味最も弱い立場に置かれた次の世代に対して、欠席裁判のような形で重すぎる負担だけがかかることのないように、先送りの政治は、いつか誰かが終わらせなければなりません。だから、今やろう。少なくとも転換のための一歩を踏み出そう。国民の生活



前衆議院議員  
松本 大輔

が第一と訴えてきたからこそ、チルドレンファーストと訴えてきたからこそ、先送りの政治を私たちが手で変えていこう。そういう思いで、一体改革を掲げました。

その資格があるのかという点も厳しく問われた一昨年の審判だったと思います。マニフェストの実行が不十分だ、期待外れだとお叱りをいただく中で、マニフェストにすら載っていないなかった心苦しいお願いまでさせていただく結果となってしまうことにつきまして、改めて心からお詫び申し上げます。たいと思います。

信頼回復の道のりは依然として険しいと実感する日々ですが、一方で我々野党がしっかりとしなければ、議会に課せられた行政のチェック機能は健全に働かせません。過去を謙虚に振り返りつつも、今野党として果たすべき責務

はしっかりと果たしていかなければならないと考えています。

例えば、今年中に結論を得るとされている軽減税率も、見方を変えれば、所得制限のない、しかも適用限度額もない青天井の減税です。高額の食料品を買い取る人ほど得をするという矛盾は、逆進性対策の名にそぐわないものです。にもかかわらず、八%の軽減税率なら所要は約一兆円とも言われています。つまり将来八%から一〇%へと引き上げを行ったとしても、そのうち〇・四%程度の税源が毀損してしまう計算です。対象品目を選定すればとの声もありますが、帳簿の煩雑化など、事業者負担も増大しかねませんし、そもそも線引きなど本当に可能なのか、仮に出来たとしてもそうした「選定」という政治の裁量は、利権や癒着の温床ともなりかねないのではないかとといった懸念も拭えません。

真に支援が必要な所得層に限った対策としては、給付付き税額控除の方が、コスト、公平性、納得性の観点からも優れているのではないかと考えます。

チェック機能を果たし、もう一つの選択肢を提示するという、野党に課せられた責務を果たしつつ、もう一度ご信頼いただけるよう、渾身の努力を傾けてまいりたいと存じます。ご指導ご鞭撻よろしくお願い致します。





特別寄稿  
消費税増税の

明暗

## 日本の消費税は本当に低いのか

四月一日から消費税率が八%へと税率が上がりました。来年の十月には一〇%へと税率が上がりますが、イギリス二〇%、ドイツ九%、スウェーデン二五%などヨーロッパ各国の税率を見ると日本の消費税率は半分程度であり、まだまだ低い水準にあります。しかし、だからといって単純に税率を比較して考えていいのでしょうか。

### 消費税の国税収入割合

日本の消費税収入は、国税収入

全体の二二・七%（平成二十五予算額）です。これは消費税率四%（国税分）での割合です。この割合は国際的にみても決して低くはなく、ヨーロッパ各国の水準とほぼ同じとなっています。その割合が平成二十六年予算では三〇・七%へ上がることとなりますので、税率がまだまだ低いと言われるているのに、税収割合では高い国への仲間入りということになるのです。

この不思議な現象は、日本の消費税率が単一なのに対して、消費

税を導入している多くの国においては複数税率となることが原因です。標準税率を設け、食料品や生活必需品など生活に欠かせない物品に対しては軽減税率を適用するという形です。日本においても軽減税率の導入をしようという動きがありますが、仮に食料品に対する消費税を五%のまま据え置きすると二〜三兆円の税収減になると試算が出ていますので、この税収減をどう考えるか、また税収減以外にも、軽減税率適用品目をどうするか、インボイ

ス方式を採用するのか、など様々な課題がありますので、簡単にはいきそうにありません。



前衆議院議員

菅川 洋

軽減税率適用品目  
複数税率にすると標準税率と軽減税率の線引きに苦労します。贅沢品は標準税率、生活必需品は軽減税率というのが他国での線引きの基本となっていますが、フランスではフォアグラ、トリュフといった高級食材が国産品保護の観点から軽減税率となっています。ドイツでは外食は標準税率となっ

た軽減税率とされています。

ているため、ファーストフードのお店でもお店で食べれば標準税率、持ち帰りであれば軽減税率となります。

そもそも軽減税率は低所得者に対する負担軽減策として設けられますが、高所得者も恩恵を受けるものであり、また政治に関わりの強い業界団体に有利に働くこともあり、低所得者対策という意味では他の政策手段を考えた方がよいと思われる。

また軽減税率を設けるとすると、取引時に消費税額を明確にし、適正な納税へと結びつけるためにインボイスの導入を考えなければなりません。インボイスには消費税額、統一番号の記載が義務付けられますので、取引当事者間で消費税額を一致させることができ、税務当局もその一致を確認できるようになります。現在の日本ではインボイスではなく、請求書等の取引事実を証する書類とその

取引内容を記載した帳簿を保存する方法をとっており、納税額は課税期間の取引全体から計算するため、個別の取引ごとに消費税額を突合していくことはできません。

また免税事業者との取引も仕入控除できるため、益税が生じています。これらを解消するためにもインボイスは有効ですが、インボイスを発給するとなると事務コストが大きく膨らみ、他国の状況から考えると現在の三〜五倍ほどの事務量になるという意見もあります。

税率UPは税収増に繋がるのか  
そもそも消費税率をなぜ上げなければならぬのでしょうか。「国の財政が厳しいから」「社会保障を支えるため」といったようなことから上げるのは仕方がないと考えていると思いますが、そのためには「消費税率UP⇨税収増」ということが成り立っていないければなりません。平成九年にも消費

税を三%から五%へ引き上げましたが、税収は平成八年五十二兆、平成九年五十四兆、平成十年四十九兆……平成二十六年予算五十兆と前回の引上げから今日まで税率を上げる前の税収を上回ったのは平成九年の一年だけでした。つまり、税率を上げたからといって税収が増えるという単純なものではありません。

#### 国際比較は大枠で

前述のとおり、日本の消費税が国税収入に占める割合は既に欧州各国とほぼ同水準であり、決して日本の消費税は他国の規模に比し、低いということはありません。税制はバランスが大切です。国際比較をするときは表面的な「税率」にのみ着目するのではなく、制度や国民性の違いも考慮しながら、所得税・法人税など税制の体系全体や社会保障の負担のあり方という大きな枠組みの中で比較す

べきです。その上で日本の税制をどうするのか、日本にとって最適な制度へとしていかなければならないのではないのでしょうか。

結びに、今回の税率UPが平成九年の二の舞とならないことを祈りながら、税の専門家である皆様から国家財政の視点に立った将来に向けた日本の税制が提起されま

## 後援議員による税務支援会場視察

### ■ 中川俊直後援会

本年一月五日に「二月中旬に税務支援状況の視察」を申し込んでいたところ、快く受諾いただきま

した。本年度の確定申告状況の視察は、二月十七日九時三十分から西条会場で、十一時から海田会場で



実施されました。

会場では、担当会員をねぎらわれたり、事務のスムーズな流れに感心されてました。

また、別室での懇談では、去る二月四日に閣議決定し、国会に出された「税理士法改正法案」の年度内成立に全力を傾注したいと話されました。

後援会長 菅川 光彦

### ■ 寺田 稔後援会

税理士による寺田稔後援会では、去る一月二十日、呉税務署において支部会員が従事する相談会場への寺田稔衆議院議員の視察を実現した。当後援会としては初めての試みであり、第一歩を踏み出した。

当日は、得能呉支部長、福島幹事長、山田後援会長の三名が寺田議員を案内し、短い時間ではあつ



たが税理士が行う無料相談の現場を見学いただいた。あわせて、税理士が行う社会貢献活動の趣旨についても説明し、理解をいただくことができた。

来年も是非、寺田議員による相談会場視察をお願いしたいと思っている。

後援会長 山田 毅美

### ■ あいさわ一郎後援会

三月二日、ここ数年続いている確定申告会場の視察を逢沢議員と

後援会の会員六名とで行った。残念ながら、今年も税理士が従事しているところを視察していただくことができなかった。視察の後、昼食をとり、意見交換、税制改正建議を行った。特に、今回は税理士法改正に対するご尽力に、感謝を申し上げるとともに、税理士会の喫緊の課題である消費税の単一税率維持を、お願いした。

後援会長 重近 實



■ 江田五月後援会

申告時期もピークを迎えた三月十日、寒さがことのほか厳しい月曜日でしたが、民主党の江田五月議員と津村啓介議員による確定申告会場（ママカリフォーラム）への視察が実現しました。

当日の会場は「待ち時間九十分」と超混雑していましたが、約三十分間見学いただきました。終了後、新幹線で東京へ戻られる前に、岡山県税政連役員と懇談する時間を設定し、現在、国会で審議中の税理士法改正への協力と、消費税等に軽減税率を導入し



ないことの二点について説明し、ご理解をいただきました。

後援会長 桑原 一

■ まいたち昇治後援会

二月二十三日、中国税理士会米子支部主催により米子高島屋とスーパーセンタープラント5境港店の二会場で開催した無料相談会に、舞立昇治参議院議員が来場されました。



議員は昨年の選挙において弱冠三十七歳で初当選され、今回初めての視察でしたが、訪れた相談者

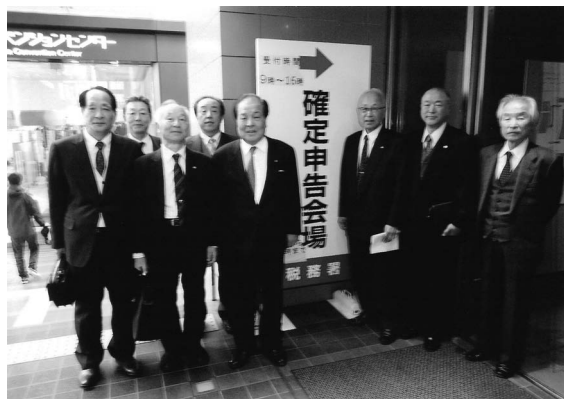
や会員へ精力的にねぎらいの声をかけられていました。

税制については総務省在職時代に担当され苦労した事など、「所得税の手引き」を手に取り懐かしそうに話をされ、税を通じて我々税理士との一体感をあらためて確認できた視察となりました。

後援会長 鶴田 和彦

■ 片山虎之助後援会

二月末日、岡山市内に設けられた会場に片山議員が視察にいられた。



多忙なスケジュールの中での短時間ではあったが、「来所者は案外女性が多いですね。相談に応じている税理士自身の事務所も、今が一番忙しいのに大変だ。一人一日何人位の相談に応じているのか。」等々、税理士の税務支援の実態を含めた会場全体の雰囲気も充分感じてもらった有意義な視察となった。

後援会長 国富 檀雄



# 税理士による国会議員等後援会一覧表

平成26年4月1日現在  
(順不同・敬称略)

■ **国会議員** (※選挙区は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住所	TEL		
税理士による岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 正敏	神田 敏治
税理士による平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による中川俊直後援会	自民	広島4区	739-0007	東広島市西条土与丸五丁目1-3	082-430-8174	菅川 光彦	高盛富美男
税理士による寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士によるカメイ静香後援会	みどり	広島6区	727-0013	庄原市西本町2丁目11-13	0824-72-4687	古永雅則(代)	青木 照和
税理士による小林史明後援会	自民	広島7区	720-0821	福山市東川口町2丁目1-20	084-957-8222	定金 孝幸	峯松 孝至
税理士による高村正彦後援会	自民	山口1区	745-0056	周南市新宿通1丁目17 ジオフビル	0834-21-0425	松永 浩之	松田 明
税理士による河村建夫後援会	自民	山口3区	759-0204	宇部市大字妻崎開作287-4	0836-44-6200	平田 稔	原田 鉄也
税理士による安倍晋三後援会	自民	山口4区	751-0853	下関市川中豊町5丁目1-8	083-251-5050	川波 正利	小倉 國雄
税理士によるあいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0028	岡山市北区絵図町3-15	086-252-3961	重近 實	田中 一宏
税理士による平沼赳夫後援会	維新	岡山3区	708-0023	津山市大手町8-11 大手町ビル3F	0868-22-4019	浅野 幹夫	日笠 肇
税理士による橋本 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による加藤 勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0846	鳥取市扇町54	0857-22-0525	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による赤沢りょうせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	八幡 一秀
税理士による細田博之後援会	自民	島根1区	690-0055	松江市津田町326	0852-21-5857	尾添 憲男	永瀬 公男
税理士による竹下 亘後援会	自民	島根2区	693-0002	出雲市今市町北本町5丁目4-28	0853-21-4030	重本 泰徳	糸賀 巧
税理士による斉藤鉄夫後援会	公明	比例区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	灘 博明
税理士による清手顕正後援会	自民	参議院・広島	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-11	082-242-0090	中川 郁夫	岡田 英明
税理士による宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	721-0973	福山市南蔵王町1丁目11-12-101	084-926-0034	齋藤 慎悟	若松 繁夫
税理士による林 芳正後援会	自民	参議院・山口	751-0853	下関市川中豊町5丁目1-8	083-251-5050	岡田 事	小倉 國雄
税理士による江田五月後援会	民主	参議院・岡山	704-8183	岡山市東区西大寺松崎248-83	086-943-0346	桑原 一	五藤 栄一
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による青木一彦後援会	自民	参議院・島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による片山虎之助後援会	維新	参議院比例	700-0816	岡山市北区富田町1丁目9-19	086-222-5913	国富 檀雄	姫井 繁彦

■ **非現職** (※選挙区は前回選挙における出馬選挙区を示す。)

税理士による平岡秀夫後援会	無所属	山口2区	740-0022	岩国市山手町1丁目10-24	0827-24-1456		小泉 潔
税理士による佐藤公治後援会	生活	参議院・広島	722-0014	尾道市新浜2丁目2-21	0848-23-3466	岡村三千男	水兼 勇人
税理士による松本大輔後援会	民主	広島2区	730-0801	広島市中区寺町5-20-403	082-296-1123	三宅 哲	井上 博夫
税理士による菅川 洋後援会	未来	広島1区	730-0004	広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル7F	082-227-1414	高山 光徳	中野 徹

■ **地方公共団体**

税理士によるゆざぎ英彦後援会	無所属	広島県知事	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-1 平岡ビル2F	082-249-2567	原田 啓吾	海老澤孝公
税理士による松井一實後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎
税理士による中尾友昭後援会	無所属	下関市長	751-0853	下関市川中豊町5丁目1-8	083-251-5050	小倉 國雄	藤上 博之

力になります！

# 事業資金は 税理士紹介ローンで

⑧(税) (マルゼイ)ローン

「顧問税理士」と  
「日本政策金融公庫国民生活事業」が

## 3つのSで バックアップ

**Speedy** 迅速な処理

**Simple** 簡単な手続き

**Satisfy** 満足のいく条件

⑧ローンとは、中国税理士協同組合に加入している税理士が、顧問先を日本政策金融公庫国民生活事業に紹介する制度です。

中国税理士協同組合 **JFC** 日本政策金融公庫 国民生活事業

## ニュージーランド 8日間

組合員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、2年に一度の楽しい海外旅行(中国税理士協同組合企画)のお知らせです。

今回は、大自然に囲まれた美しさを誇るニュージーランドの旅を企画しました。

ニュージーランドの中で一番人気の南島を中心に、世界遺産のミルフォードサウンドで、氷河によって作られたダイナミックな景勝のフィヨルドクルーズを楽しむなど、大自然の造形を満喫していただけます。

宿泊は、リゾートホテルとして世界的に有名なマウントクックのハーミテージホテルで至福のときを過ごしていただいたり、クィーンズタウンの風光明媚なホテルや、オークランドの自由行動に便利な街中の名門ホテルに連泊するゆったりとしたプランにしています。

ぜひ、ご家族、ご友人をお誘いのうえ、多数のご参加をお待ちしております。

中国税理士協同組合 理事長 灘 博明





南海に浮かぶ「地球の箱庭」

# ニュージーランド 8日間

※プレミアムエコノミークラス・ビジネスクラスについてはお問い合わせください。

クラス	ご旅行代金	一人部屋追加料金
エコノミークラス	357,000円	89,000円
プレミアムエコノミークラス	437,000円	89,000円
ビジネスクラス	637,000円	89,000円

旅行期間 2014年 10/3(金)~10/10(金) 旅行代金 357,000円お

※2名1室ご利用の場合、※旅行代金には燃油サーチャージ料金【47,000円(2014年3月現在)で原油価格の変動により金額が変動される可能性があります。】は含まれていません。

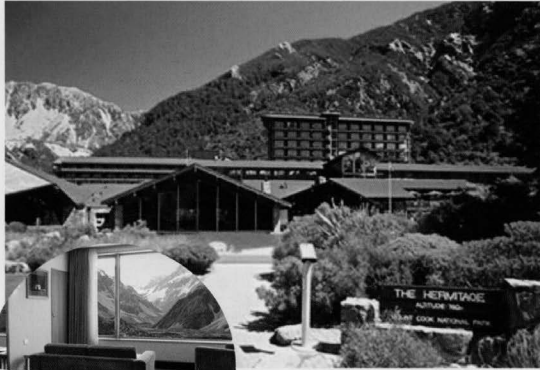
Rob Suisted

日次	月日(曜)	都市名	発着時間	交通機関	行程	食事	宿泊地
1	10/3(金)	伊丹空港 成田空港	14:30 15:31 18:30	NZ-4104 NZ-90	伊丹空港集合⇒チェックイン ニュージーランド航空4104便にて、成田空港へ 成田空港到着⇒チェックイン⇒出国手続き ニュージーランド航空90便にてオークランドへ	機	
2	10/4(土)	オークランド クイーンズタウン	9:20 12:00 13:55	NZ-641 専用車	オークランド空港ご到着。入国審査⇒乗り継ぎ ニュージーランド航空641便にて、クイーンズタウンへ クイーンズタウン到着⇒専用車にて、市内観光へ ○パンジーブリッジ、○アロータウン ○ワイン洞窟にて、試飲・見学 スカイラインゴンドラレストランにて、HAKAディナーショー	機 夕	[クイーンズタウン] メルキュール クイーンズタウン
3	10/5(日)	クイーンズタウン	朝	専用車 船	ホテルにて、朝食 ミルフォードサウンド観光 ○世界遺産に登録されたフィヨルドランドにある ミルフォードサウンドで氷河から作られた ダイナミックな景勝をクルーズにてお楽しみ下さい。 クルーズにて、BOXランチ レストランにて、中華料理の夕食	朝 昼 夕	
4	10/6(月)	クイーンズタウン	朝 昼 午後	専用車	ホテルにて、朝食 専用車にて、マウントクックへ レストランにて、昼食 マウントクック到着後、自由散策 ※オプションにて、トレッキングツアーご案内(3時間) レストランにて、洋食の夕食	朝 昼 夕	[マウントクック] ハーミテージ
5	10/7(火)	マウントクック テカポ湖 クライストチャーチ オークランド	朝 16:30 17:50	専用車 NZ-532 専用車	ホテルにて、朝食 専用車にて、クライストチャーチへ ○テカポ湖散策、○グッドシェパード教会 レストランにて、昼食 ニュージーランド航空532便にて、オークランドへ オークランド空港到着 専用車にてホテルへ レストランにて、鉄板焼料理の夕食	朝 昼 夕	
6	10/8(水)	オークランド	朝	専用車	ホテルにて朝食 専用車にて、オークランド市内観光へ ○サベッジメモリアル○オークランドメイン○ミッションベイ(車窓) ○ハーバーブリッジ(車窓)○デボンポート○ショッピング レストランにて、シーフードの夕食	朝 昼 夕	[オークランド] スタンフォード プラザ オークランド
7	10/9(木)	オークランド	朝		ホテルにて朝食 終日フリー ○P:ロトルア観光 (アグロドームにて、ファームショー、テピア(間欠泉)) ○P:ゴルフツアー “スカイタワー”の展望レストランにて、夜景を眺めながらの フェアウェルディナー	朝 夕	
8	10/10(金)	オークランド 成田空港 伊丹空港	起床 8:15 16:25 18:00 19:15	専用車 NZ-99 NZ-4105	起床 専用バスにてオークランド空港へ ニュージーランド航空99便にて、成田空港へ 成田空港到着⇒入国審査・通関⇒乗り継ぎ ニュージーランド航空4105便にて、伊丹空港へ 伊丹空港到着⇒解散:お疲れ様でした♪~	機 機 機	

■利用航空会社/ニュージーランド航空 ■食事/朝食5回・昼食4回・夕食6回(機内食を除く) ■最少催行人数/30名様 ■添乗員/同行いたします。 ■ご旅行代金/2名1室ご利用のお一人様代金です。シングルをご希望の場合は89,000円追加料金が必要です。 <上記代金に含まれないもの> 「旅程表」以外に行動される場合の費用・個人的性格の諸費用(電話代、クリーニング代、追加飲食代等)・燃油サーチャージ(運送機関が課す付加運賃料金)日本国内の出発地までの国内交通費と飛行機のプレミアムエコノミークラス料金がビジネスクラス料金に含まれていません。 ※このチラシの中の写真はイメージで掲載したものです。



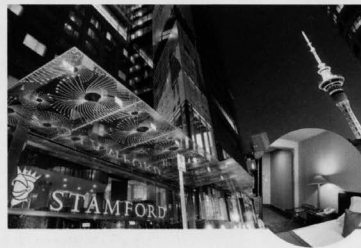
## ホテルのご案内



**ザハーミテージ ホテル**  
ハーミテージは世界遺産のマウントクック国立公園内に位置する世界的にも有名リゾートホテル。



**メルキュール  
クイーンズ  
タウン**  
大半の客室からワカティブ湖とリマーカブル山脈が一望できる風光明媚なホテル。



**スタンフォード  
プラザ  
オークランド**  
客室などに上質の家具をあつらえてあり、高級感漂うオークランドを代表する名門ホテル。

## オプションツアーのご案内



トレッキングツアー

4日目のマウントクック到着後に3時間、自然を直に体験できるツアーです。



Unlimited NZ



Julian Apse

**大自然の中での  
ゴルフツアー**  
ニュージーランドの大自然の中でのゴルフツアーです。



Fraser Clements

**温泉地ロトルアのツアー**  
北島の中心部に位置する観光の町ロトルア。アドベンチャー、マリオ文化と温泉スパ、すべてを体験できる世界にも類をみない観光地ツアーです。



Chris McLennan

### 旅行条件(要約)

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申込みください。本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(受注型企画旅行の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社にご請求ください。

この旅行は、トップツアー株式会社広島支店(広島市中区本通6-11-6F・観光庁長官登録旅行業第38号)(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行です。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容および別途お渡しする旅行条件書、確定書面(クーポン類または最終日程表)ならびに当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)によります。

#### 1、お申込み方法と旅行契約の成立

(1)当社所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、お1人様につき右記のお申込金を添えてお申込みください。お申込金は旅行代金、取消料または違約料の一部または全部として取扱います。(2)旅行契約は、当社が締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

#### 2、お申込金(お1人様につき)

お申込金:50,000円

#### 3、旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等の運賃、宿泊料金、食事料金、観光料金(ガイド料金、入場料)、手荷物運搬料金、団体行動中のチップ、行程に含まれない交通費、運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージなど)等ならびに個人的性質の諸費用は含まれていません。

#### 4、旅行契約の解除

お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお、取消日とは、お客様が当社またはお申込店の営業日・営業時間内に旅行契約を解除する旨をお申し出いただいた日とします。

取消日	取消料
旅行開始日がピーク時の時、旅行開始日から起算してさかのぼって40日目にあたる日から31日目にあたる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日からさかのぼって30日目にあたる日から3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日から当日まで	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

\*「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます。

#### 5、この旅行条件・旅行代金は2014年2月28日現在を基準としております。

(H23.4版)

お申込み、お問合せは

**トップツアー株式会社 広島支店**  
TOPTOUR  
観光庁長官登録旅行業第38号 総合旅行業務取扱管理者/神田通明  
〒730-0035 広島市中区本通6-11(明治安田生命広島本通ビル6F)

**TEL(082)545-1090**

担当: 越智 宏徳

FAX.082-542-1333 営業日 月～金9:00～17:40・土9:00～12:20 日曜・祝日は休業

旅行業公正取引協議会会員 JATA正会員  
ポンド保証会員 日本旅行業協会

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者におたずねください。

# 参加申込書

お名前	フリガナ			男・女
同行者	フリガナ	男・女	フリガナ	男・女
航空機座席	<input type="checkbox"/> エコノミークラス		部屋割	<input type="checkbox"/> シングル希望
	<input type="checkbox"/> プレミアムエコノミークラス			<input type="checkbox"/> 喫煙希望
	<input type="checkbox"/> ビジネスクラス			<input type="checkbox"/> 禁煙希望
ご住所			TEL	
コース	南海に浮かぶ「地球の箱庭」ニュージーランド8日間			
備考				

送付先: 中国税理士協同組合  
〒730-0036広島市中区袋町4番15号  
中国税理士会館内

**TEL(082)246-0088**  
**FAX(082)245-8377**

後日、旅行会社より渡航手続き資料をお送りします。

## 募集要項(各コース共通)

- ★最少催行人員 / 25名様(添乗員同行)
  - ★お申込方法 / 参加申込書をご記入の上、中国税理士協同組合宛、郵送またはFAXでお願いします。
  - ★お申込締切日 / 平成26年5月30日(金)  
(満席になり次第締め切らせていただきます)
  - ★利用予定航空会社 / ニュージーランド航空
  - ★旅行説明会 / 平成26年7月上旬
- ①中国税理士会館      ②岡山県税理士会館

税理士法の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が、三月二十日の参議院本会議で可決・成立いたしました。

政治連盟及び各後援会並びに会員各位におかれましては、熱心な運動が実を結び、誠にありがとうございました。

今回の改正は、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士の業務や資格取得のあり方などについて、数多くの重要な見直しが行われました。

特に、税理士業界にとって永年の課題であった公認会計士への税理士資格自動付与の廃止が実現したことは、極めて意義深いものがあります。

このほかにも、調査の事前通知の規定の整備、補助税理士制度の見直し、事務所設置の適正化、電子申告等に係る税理士業務の明確化など、税理士業務の改善に関する改正項目、租税教育への取り組みの推進、税理士に係る懲戒処分の適正化、税理士証票の定期的交換、会費滞納者に対する処分の明確化など、税理士の信頼性の確保に関する改正項目が含まれています。

今後は、四月一日から各改正項目が段階的に施行されるた

め、税理士会は、これに対応した会則・規則の整備作業を進めていくこととなります。

加賀田 佳男

税理士法の一部改正が行われた。十八年ぶりの抜本改正である。

資格取得のあり方、補助税理士制度の見直し、調査の事前通知の整備等々があり、平成二十六年三月二十日付「税理士界」号外が発行されている。法案成立を参議院本会議で傍聴されている日税連役員の写真も掲載されている。

税理士法人制度や紛議調停制度等が導入された平成十三年以来の大きな改正である。資格付与の見直しが採りあげられがちであるが、調査の事前通知規定の整備、税理士証票の定期的交換等既存税理士が対応を求められる項目もあることを理解しなければならぬ。

この改正に向け、政治連盟の果たした役割は大きいものがあったと考える。

自公政権となった平成二十五年年度税制改正大綱決定時からの精力的な活動は、衆目の一致するところであろう。国会議員への陳情活動を始め、要望項目の理解を求めての行動があったの結果であり、各位のご尽力に深甚の敬意を表したい。

政治連盟の役割の重要性を認識されて、中税会の証票授与方法が変更されると仄聞している。各支部での交付から、交付者を中税会に集合させてとなり、政治連盟の必要性を認識していただける機会が設けられるようである。

宮本 利光

春は新入社員受入の季節。つい数年前まで「自分も若い者」と思っていたが、最近では「近頃の若い者は……」と口ずさむことが多くなってきた。JAのコマーシャル（新入社員に「ほうれんそう」が大事と言ったら「ほうれん草」を用意していた）にあるように、最近は空気が読めない新入社員が多いとのこと。「細やかな指示をしなくても。自分で考えて動いてくれる」は今の時代では通用しないらしい。確かに「そこまで言わないといけないのか？」と思うことは度々ある。お客様からクレームがあっても、彼らからしたら「指示通りに動いただけ」で、反省などないのだとか。であれば、我々には丁寧な指示と説明を心がけることを、リスク回避として求められる。

「言葉足らずは命取りになり

かねない」は、議員の先生のみならず、対象は違えど我々も心しておかなければならないようだ。

中山 昌実

四月一日から消費税率が五%から八%に引き上げられた。これから公共料金を含めたモノやサービスの価格は一斉に上昇し家計の負担が増す。社会保障制度では年金の支給が減額され、医療機関の初診料も高齢者の医療費負担も上がる。四月一日から一斉値上げである。便乗値上げも懸念される。それゆえ増税前の三月には食品や日用品などをまとめ買いする駆け込み需要が各地の小売店でおこり、思わず買わなければとやる気持ちにさえなった。思えば雰囲気に乗せられて無駄な買い物をしていったような。何のための誰のための増税なのか。消費増税で国民に四月から厳しい負担を強いられることを考えれば、税金の無駄遣いをなくすための行政改革に厳しい目を向けなければならぬ。我々の取引先である中小零細企業は懸命の努力をしている。その努力が無駄にならないよう議員の先生方には全力で国政に取り組んでいただきたい。

川本 哲也

〈お寄せいただいた原稿内容は、平成26年4月9日現在のものです〉